

令和6(2024)年度

# 初任者研修の手引

(小学校、中学校、義務教育学校)



栃木県教育委員会

# 目 次

I 初任者研修実施要項	1
II 「とちぎの若手教員15（いちご）研修」の概要	4
III 初任者研修制度の概要	6
IV 令和6（2024）年度初任者研修（小・中学校）年間研修計画	8
栃木県教員育成指標（教諭）	28

# I 初任者研修実施要項

栃木県教育委員会  
平成6年3月1日決定  
平成17年2月22日改正  
平成19年2月22日改正  
平成23年2月22日改正  
平成25年2月22日改正  
平成30年3月5日改正  
令和2(2020)年1月28日改正

## 1 目的

初任者研修は、新任の教諭等に対して、教育公務員特例法第23条の規定に基づき、現職研修の一環として、一年間の研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させることを目的とする。

## 2 対象

- (1) 初任者研修の対象となる新任の教諭等（以下「初任者」という。）は、別に定める。
- (2) 栃木県教育委員会（以下「県教育委員会」という。）又は市町村教育委員会は、その所管する学校の初任者について、年間研修計画及び年間指導計画に従い、一年間の初任者研修を受けさせるものとする。

## 3 内容

初任者研修の内容は、次のとおりとする。

- (1) 初任者は、原則として、学級（ホームルーム）又は教科・科目を担当するものとする。ただし、担当授業時間数等校務分掌を軽減することができるものとする。
- (2) 初任者は、校内において指導教員を中心とする指導及び助言による週10時間以上、年間300時間以上の研修を受けるとともに、校外において総合教育センター等における年間15日以上の研修を受けるものとする。

## 4 年間研修計画

- (1) 県教育委員会は、年間研修計画を作成する。
- (2) 年間研修計画においては、第3項に定める事項のほか、校内における指導教員を中心とする指導及び助言による研修、校外における研修の項目、時期及びその他必要な事項を定めるものとする。
- (3) 市町村教育委員会は、県教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、地域の実情に配慮して、当該市町村における年間研修計画を作成するものとする。

## 5 年間指導計画

- (1) 校長は、県教育委員会又は市町村教育委員会が作成する年間研修計画に基づき、教職員組織や校区の状況等学校の実情に配慮し、指導教員の参画を得て、当該学校における年間指導計画を作成するものとする。

- (2) 年間指導計画においては、校外における研修との関連に配慮して、指導教員を中心とする指導及び助言による研修の項目・内容、時期及びその他必要な事項を定めるものとする。

なお、指導教員を中心とする指導及び助言による研修が円滑に実施できるよう、研修の項目については、できる限り、あらかじめ週時程に組み入れるものとする。この場合、授業研究指導が十分に行われるよう配慮するものとする。

## 6 指導教員を中心とする校内体制

初任者研修の方式には、初任者が配置された学校ごとに指導教員を配置する単独校方式と初任者4人に1人の割合で指導に従事する指導教員を配置する拠点校方式の二つがある。拠点校方式では、初任者が配置されたすべての学校（特別支援学校においては、学部）にコーディネーター役の指導教員を位置付ける。

- (1) 単独校方式及び拠点校方式に配置された指導教員は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、初任者に対して指導及び助言を行うものとする。
- (2) 校長及び教頭は、年間指導計画に従い、研修項目に応じて、初任者の指導及び助言に当たるものとする。
- (3) 指導教員以外の教員は、校長及び教頭の指導の下に、年間指導計画に従い、指導教員と連携しつつ、指導教員の職務を補充して、初任者の指導及び助言に当たるものとする。
- (4) 指導教員は、校長、教頭及び指導教員以外の教員による初任者に対する指導及び助言の状況を把握し、年間を通して系統的、組織的な研修が行われるようにしなければならないものとする。
- (5) 校長は、指導教員を援助する学校全体としての協同的な体制を確立するとともに、これを校務分掌組織に位置付けるものとする。
- (6) 校長は、初任者が校外における研修を受ける間、その授業が指導教員又は必要に応じて指導教員以外の教員によって適切に行われるよう配慮するものとする。
- (7) コーディネーター役の指導教員は、校長及び教頭の指導の下に、研修が円滑に行われるよう、拠点校の指導教員や校内の他の教員及び初任者の校外研修時の後補充としての非常勤講師などの連絡調整を図るものとし、校務分掌組織に位置付けたり、担当授業時数や校務分掌を軽減したりするものとする。

## 7 指導教員

- (1) 指導教員は、初任者の所属する学校の教頭、主幹教諭、教諭又は非常勤講師の中から、原則として、当該学校の校長の意見を聴いて、当該学校を所管する教育委員会が命じるものとする。ただし、コーディネーター役の指導教員は、校長が任命するものとする。
- (2) 県教育委員会は、指導教員を命じることができるようにするため、当該学校に対し、教員定数又は非常勤講師についての措置を講じるものとする。なお、コーディネーター役の指導教員については、校内の現職教員が当たるものとする。
- (3) 校長は、指導教員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、指導教員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。特に、拠点校方式の指導教員については、初任者研修の直接指導が十分に機能できるように「事前準備」「事後処理」の時間が確保できるよう配慮するものとする。

## 8 教科指導員

- (1) 高等学校並びに特別支援学校の高等部においては、初任者に対して教科に係る指導及び助言を行わせるため、教科指導員を置くことができる。
- (2) 教科指導員は、初任者の所属する学校又はその近隣の学校の教頭、主幹教諭、教諭又は非常勤講師の中から原則として、当該初任者の所属する学校の校長の意見を聴いて、県教育委員会が命じるものとする。

- (3) 県教育委員会は、上記(2)の規定により教科指導員を命じることができるようにするため、非常勤講師について措置を講じることができる。
- (4) 校長は、教科指導員による初任者に対する指導及び助言が円滑に実施できるようにするため、必要に応じて、教科指導員の担当授業時数等校務分掌を軽減するものとする。

## 9 非常勤講師

(県立学校)

県教育委員会は、単独校方式の指導教員又は教科指導員を命じることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤講師を任命し、当該指導教員又は教科指導員に係る学校に勤務することを命じるものとする。また、拠点校方式においては、初任者の校外研修時の後補充として非常勤講師を配置することができる。

(市町村立学校)

- (1) 県教育委員会は、単独校方式（1人配置校）の指導教員を命じることに伴い必要になる非常勤講師の人数に応じて非常勤職員を任命し、市町村教育委員会の求めに応じて、当該非常勤職員を市町村教育委員会に派遣するものとする。
- (2) 市町村教育委員会は、当該非常勤職員を非常勤職員に任命し、当該指導教員に係る学校に勤務することを命じるものとする。
- (3) 拠点校方式においては、初任者の校外研修時の後補充として非常勤講師を配置することができる。

## 10 校長等連絡協議会及び拠点校指導教員研修会

県教育委員会は、初任者研修を円滑かつ効果的に実施するため、校長、指導教員及び教科指導員の連絡協議会及び拠点校の指導教員の研修会を開催するものとする。

## 11 年間指導計画書及び指導報告書等

- (1) 校長は、年間指導計画書及び指導報告書を、当該学校を所管する教育委員会に提出するものとする。
- (2) 市町村教育委員会は、当該市町村における年間研修計画書及び研修報告書を県教育委員会に提出するものとする。この場合、市町村教育委員会は、上記(1)の年間指導計画書及び指導報告書を添付するものとする。

附則

この要項は、平成 6 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、平成 17 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、平成 19 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、平成 23 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、平成 25 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、平成 30 年 4 月 1 日から実施する。

附則

この要項は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から実施する。

## II 「とちぎの若手教員15（いちご）研修」の概要

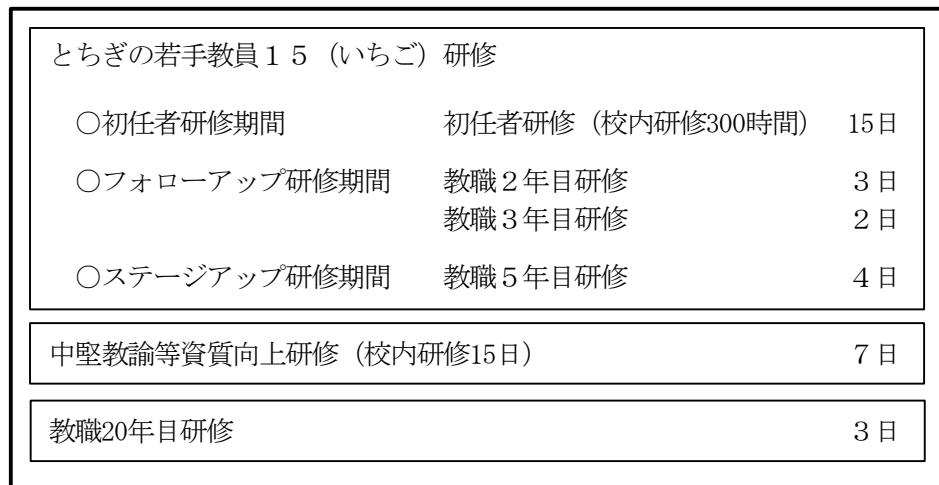
### 1 設定の背景

今後直面する教員の大量退職に備えて、若手教員の育成が急務である。総合教育センターでは、県教育委員会が定める栃木県教員育成指標、栃木県教員研修計画をもとに基本研修の充実を目指す中で、教職5年目までを見据えて、初任段階の教員への研修を実施する。

### 2 「とちぎの若手教員15（いちご）研修」

若手教員の育成に重点を置いた、教職1年目から5年目までの研修体系を「とちぎの若手教員15（いちご）研修」と命名している。1年目、2～3年目、5年目の三つのステージに区分し、五年間の継続した研修を行う。

初任者研修を含めた、基本研修の概略図は以下のとおりである。



### 3 「とちぎの若手教員15（いちご）研修」の重点項目

この研修の各ステージにおいて身に付ける資質・能力のうち、特に重点を置くべき項目は以下の表のとおりである。

	初任者研修期間 ～知る～	フォローアップ研修期間		ステージアップ研修期間 ～つなぐ～
		教職2年目研修 ～実践する～	教職3年目研修 ～視野を広げる～	
小学校及び 義務教育学校 前期課程	基盤となる知識 学習指導 学級経営	児童指導 授業力向上	学びの連続性 幼小連携 小中連携 教科等の指導 総合的な学習の時間 外国語教育	教科等の専門性 道徳科の指導 学級経営 集団づくり 連携・協働・参画 学校運営
中学校及び 義務教育学校 後期課程	基盤となる知識 学習指導 生徒指導	生徒指導 授業力向上 学級経営	学びの連続性 小中連携 教科等の指導 総合的な学習の時間	教科等の専門性 道徳科の指導 学級経営 集団づくり 連携・協働・参画 学校運営

- 初任者研修期間（教職1年目）～知る～

教員としての基礎となる知識・技能を習得する期間である。総合教育センター等における15日の研修の中で、学習指導、学級経営（小学校及び義務教育学校前期課程）、生徒指導（中学校及び義務教育学校後期課程）に重点を置いた研修を実施する。

校内研修においては、総合教育センター等における研修で得た知識を、学校教育活動において指導教員等と共有することで深化・発展を図り、相互で教育的効果を深めていく。

- フォローアップ研修期間（教職2年目）～実践する～

1年目で身に付けた知識・技能を課題や実態に応じて実践する期間である。授業力や児童・生徒指導力を重視し、課題対応力や実践的指導力の向上を図る。中学校及び義務教育学校後期課程においては、2年目で学級担任をもつ場合が多い現状に鑑みて、学級経営についての内容にも重点を置く。

- フォローアップ研修期間（教職3年目）～視野を広げる～

教員として広い見方で教育を捉える意識を育む期間である。児童生徒の発達の段階に応じたつながりと、各教科等のつながりを意識するなど、学びの連続性に重点を置き、教員としての視野を広げ、更なる指導力の向上を図る。

- ステージアップ研修期間（教職5年目）～つなぐ～

とちぎの若手教員15（いちご）研修の最終年として、将来のミドルリーダーへの成長を視野に入れた知識・技能を習得する期間である。学校運営への参画の初步を学び、一層深く関わりをもてるような職務の在り方に重点を置いた研修を実施する。

この段階では、栃木県教員育成指標（教諭）（p.28・29参照）が掲げる「同僚からの助言等をしながら職務を遂行している」という姿が自然と身に付いており、これまでの知識・経験を生かした、より充実した職務を実践していることを目指す。

### III 初任者研修制度の概要

#### 1 初任者研修の趣旨

若手教員の育成のため、総合教育センターでは、「とちぎの若手教員 15（いちご）研修」として体系化した。

新任教員の時期は、これまで学んだ知識や理論を学校教育活動で実践していく最初の段階であり、また教職への自覚を高めるとともに、円滑に教育活動に入り、可能な限り自立して教育活動を展開していく素地をつくる上で極めて大切な時期である。この時期に、組織的、計画的に研修を実施し、実践的指導力や教員としての使命感を高めることは、現職研修の第一段階として必要不可欠であり、その後の教員としての職能成長に欠くことができないものである。

#### 2 初任者研修制度

初任者研修制度は、臨時教育審議会の「教育改革に関する第二次答申」（昭和 61 年 4 月 23 日）で、教員の資質向上策の一環としてその創設が提言された。答申では、教員の資質能力の一層の向上を求めて、①教員養成・免許制度の改善 ②教員採用の改善 ③初任者研修制度の創設 ④現職研修の体系化について、それぞれ具体的な改善策が示されている。この中の初任者研修制度の創設では、「新任教員が円滑に教育活動へ入っていくように援助することは重要である。このため、国公立の小・中・高等学校及び盲・聾・養護学校の新任教員に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる」とし、その制度の主な柱を三項目示した。

- (1) 新任教員に対し、採用の日から一年間、指導教員の指導の下における教育活動の実務及びその他の研修を義務付ける。
- (2) 新任教員を配置した学校に対しては、特別の指導教員を配置するほか、各都道府県においては、研修担当指導主事の配置を含め、研修体制の整備を図る。
- (3) この制度の導入に伴い、教員の条件附採用期間を 6か月から 1 年に延長する。

これらの提言を基に、教育職員養成審議会は、「教員の資質能力の向上方策等について」の中で、その具体的な答申をした。この答申を受けて、昭和 63 年 5 月 31 日「教育公務員特例法及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」（昭和 63 年法律第 70 号）が公布され、平成元年度から初任者研修が実施されることになった。

##### (1) 初任者研修の目的

初任者に対して、教育公務員特例法（以下「教特法」という。）第 23 条の規定に基づき、現職教育の一環として、一年間研修を実施し、実践的指導力と使命感を養うとともに幅広い知見を得させる。

##### (2) 初任者研修を実施する機関

教育公務員の研修は、任命権者が行うことになっており（教特法第 21 条第 2 項）、県教育委員会が実施する。ただし、宇都宮市（中核市）においては、宇都宮市教育委員会が実施する（地教行法第 59 条）。

##### (3) 初任者研修を受ける対象者

初任者研修の対象となるのは、新たに小学校等（公立の小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校及び幼稚園）の教諭等（教諭、助教諭及び講師）になった者である。ただし、次の者については、対象外となる。

ア 臨時に任用された者

イ 教諭、助教諭及び講師等として国立、公立又は私立の学校において引き続き 1 年を超える期間を勤務したことがある者で、任命権者が教諭の職務の遂行に必要な事項についての知識又は経験の程度を勘案し、初任者研修を実施する必要がないと認める者

ウ 教育職員免許法に規定する特別免許状を有する者

#### (4) 初任者研修の内容

初任者は採用の日から一年間、指導教員その他から指導及び援助を受けながら授業を担当するとともに、総合教育センター等において計画的、組織的な研修を受ける。

研修の内容は、児童生徒の教育に直接関係のある学習指導や学級・ホームルーム経営、児童生徒理解、児童・生徒指導等に重点が置かれるが、その他、教材などについての事務処理や教育機器の管理など、校務全般についての研修を行う。

#### (5) 初任者研修の方法

初任者研修の方法については、初任者が、①授業等教育活動の実務に従事すること ②校内において、主として指導教員から指導及び助言を受けること ③校外において、総合教育センター等で研修を受けることの三つがその柱となる。

##### ア 教育活動の実務の従事について

初任者は、配置された学校において、教育活動に従事し、研修で学んだことを実践しながら教育力を身に付ける。

##### イ 校内における研修

校内における研修は、指導教員を中心に実施され、初任者に対して教諭の職務の遂行に必要な事項について指導及び助言を行う。

指導教員を特定し、学校全体の協同的な指導体制の下で研修を推進することにより、責任ある指導を可能にするとともに、初任者の成長過程に応じたきめ細かな研修が可能になる。指導教員による指導では、特に学習指導、児童・生徒指導についての具体的な事例に基づく研修や、総合教育センター等で行った研修内容の深化・発展といった研修が中心となる。

##### ウ 校外における研修

校外における研修は、初任者に共通する課題が基本になる。したがって、校内における研修では得にくい内容が中心となる。

内容としては、当面する教育課題、教員としての心構え、公務員としての服務、教育技術等に関する講義・演習、また、他校種、青少年教育施設、社会福祉施設、文化施設、民間企業の参観、ボランティア活動への参加等が挙げられる。

#### (6) 教員の条件附採用期間

教員の採用は条件附のものとし、その職において1年を勤務し、その間その職務を良好な成績で遂行したときに正式採用になる（教特法第12条）。

## IV 令和6（2024）年度初任者研修（小・中学校）年間研修計画

初任者研修の実施方法については、平成17年度より拠点校方式を主たる方式として実施するようになった。

### 拠点校方式

初任者4人に1人の割合で指導に従事する指導教員（以下「拠点校指導教員」という。）を配置し、各学校に指導コーディネーター役の指導教員（以下「校内指導教員（コーディネーター）」という。）を置く方式。初任者4人を、1人配置校4校に配置する場合、2人配置校2校に配置する場合、2人配置校1校と1人配置校2校に配置する場合がある。

※初任者の1割程度については拠点校方式による指導教員の配置が困難な学校を考慮し、非常勤講師を配置する。（単独校方式の1人配置校とする。）

### 1 計画作成の方針

新任の教諭等に対して、実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見が得られるよう、本県の教育施策やおかれている実情等に配慮しながら、研修内容を選択し、研修方法を工夫する。

### 2 対象及び期間

初任者研修の対象となる新任の教諭等（以下「初任者」という。）は、令和6（2024）年度に栃木県教育委員会が採用した小学校、中学校及び義務教育学校の教諭等とする。ただし、義務教育学校の教諭等の研修は、前期課程を「小学校」、後期課程を「中学校」で扱うものとする。なお、教育公務員特例法施行令第2条で指定するものを除く。研修期間は、採用の日から一年間とする。

### 3 実施区分

#### 拠点校方式（例：1人配置校、火曜日校外研修の場合）

	1	2	3	4	5	6	旗艦後
月	拠点校指導教員等による研修						
火	総合教育センター等での研修						
水							
木	校内指導教員（コーディネーター）等による研修						
金							

週の火曜日に総合教育センター等で校外研修を実施する。

他の曜日で、1日（例では月曜日）拠点校指導教員等による校内研修を実施し、残りの3日の中で校内指導教員（コーディネーター）等により校内研修を実施する。

#### 単独校方式（非常勤講師が指導教員の1人配置校）

	1	2	3	4	5	6	旗艦後
月	指導教員等による研修						
火	総合教育センター等での研修						
水	指導教員等による研修						
木							
金	通常勤務						

週の火曜日に総合教育センター等で校外研修を実施する。

他の曜日は指導教員等により校内研修を2日実施する。

#### （1）指導教員を中心とする校内研修

「研修に関わる時間」は、週10時間以上(年間300時間以上)（p.14 5 (2) エ (ウ) 参照）

ア 総合教育センター等における研修と関連付ける研修

イ 学校の実情に基づいて行う研修

#### （2）総合教育センター等における研修

15日

ア 総合教育センター研修 ..... 12日

イ 教育事務所研修 ..... 3日

## 4 研修（小・中学校）の体系

### （1）指導教員を中心とする校内研修 「研修に関わる時間」は年間300時間以上(週10時間以上)

総合教育センター等における研修と関連付ける研修	学校の実情に基づいて行う研修
年間150時間程度	年間150時間程度
総合教育センター等で行う15日の研修を、実践的指導力を中心に、確認・深化・拡充する研修	初任者の所属する学校の実情に基づいて、実践的指導力を中心に行う研修

### （2）総合教育センター等における研修 15日

総合教育センター研修		教育事務所研修
12日		
基礎的・理論的な研修 11日	社会福祉に関する研修 【オンラインによる研修】(オンライン型) 1日	3日
初任者の実践的指導力や使命感、幅広い知見の養成を目指して、本県の研修体系に基づいて行う研修  【重点項目】 基盤となる知識 学習指導 (小)学級経営 (中)生徒指導	社会福祉の意義と役割を理解するとともに、学校における福祉教育の実践について知ることを通して、今後の自身の福祉教育の取組について考える研修	各教育事務所の実情に基づいて、計画実施する研修

## 5 指導教員（拠点校指導教員、校内指導教員、非常勤講師の指導教員）を中心とする校内研修

### （1）年間指導計画

関係学校の校長は、県教育委員会及び市町教育委員会の年間研修計画に従い、校内体制に配慮して指導教員を中心とする校内研修について、年間指導計画を作成するものとする。

#### ア 基本方針

（ア）指導教員を中心とする校内研修は、単独校方式及び拠点校方式共に「研修に関わる時間」として週10時間以上(年間300時間以上)行い、「学校の実情に基づいて行う研修」と「総合教育センター等における研修と関連付ける研修」を同程度(それぞれ150時間程度)実施するように計画する。

ただし、「研修に関わる時間」は、直接指導する時間以外に、事前準備や事後処理、連絡調整の時間を含むものとする。

（イ）研修は、採用から一年間の授業の進度、学校行事の時期、初任者の教員としての成長過程に配慮して、適時性、系統性を図るとともに、初任者の意欲を高め、自己啓発力が身に付くように計画する。

#### イ 内容

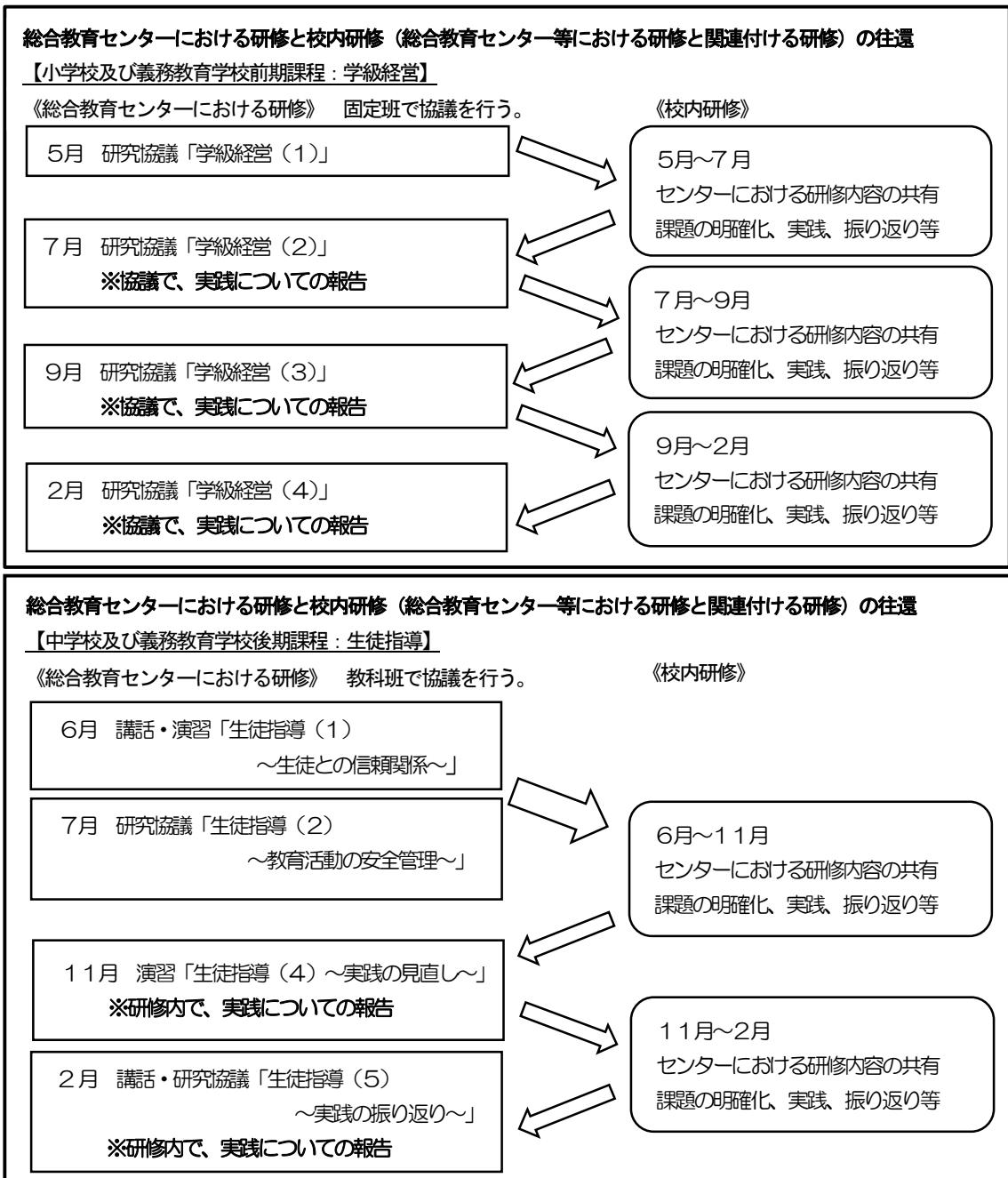
（ア）研修の内容は、学習指導、学級経営、児童生徒理解、児童・生徒指導、校務分掌等、初任者の実践的指導力を養うものを中心とするが、適宜、一般教養、地域の学習等を取り入れることも配慮し定めるものとする。また、校外で行う研究発表大会等への参加も組み入れてよいこととする。

研修の内容を決める際には、別表1「令和6(2024)年度年間研修項目例」(p.23・24)を参考にする。

(イ) 「学校の実情に基づいて行う研修」では、初任者が所属する学校の実情（地域性、職員構成、初任者及び児童生徒の実態等）に配慮する。

(ウ) 「総合教育センター等における研修と関連付ける研修」では、総合教育センター等における研修の成果を校内研修で生かしたり、総合教育センター等における研修に臨むにあたり、校内研修での成果や課題等を整理したりするなど、研修の往還<sup>\*</sup>を意識して、時期や内容に十分配慮し、効果的な関連が図れるようとする。

特に、校種別の重点項目（小学校及び義務教育学校前期課程：学級経営、中学校及び義務教育学校後期課程：生徒指導）については、総合教育センターにおける研修の成果を校内の実践に生かせるよう、校内研修の内容に位置付け、充実を図るよう留意する。（下図参照）



\* 研修の往還 … 総合教育センター等における研修と校内研修を結び付け、それぞれの研修成果を生かしながら、教員の資質向上を図っていくこと

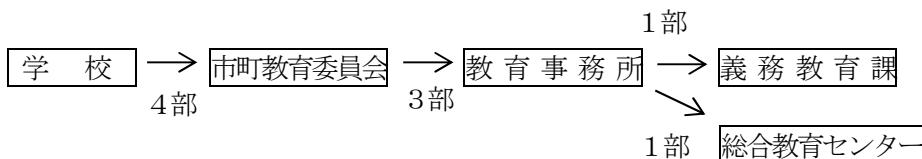
(エ) 中学校及び義務教育学校後期課程においては、「研修に関わる時間」のうち週6時間は教科指導に充てるものとする。（事前準備や事後処理の時間を含む。）

## ウ 方法

- (ア) 研修は、指導教員による講話（口頭指導）、観察指導、授業研究指導、示範指導、作業指導、作業点検指導、実技指導及び相談等のいずれか、又は、幾つかの組合せにより行うものとする。  
また、校内指導教員（コーディネーター）が、他の教員に研修を依頼することも考えられる。
- (イ) 指導教員は、上記の指導のほか、初任者の指導案の事前の検討、観察記録の整理、指導記録の整理、報告書の作成等、初任者の指導に必要な業務を行うものとする。  
校内指導教員（コーディネーター）は、学校の研修状況を拠点校指導教員に伝えたり、初任者に直接指導したりする。
- (ウ) 研修は、あらかじめ時間割に位置付けることとし、特に初任者配置校にあっては、複数の初任者が同一時間に研修することができるよう工夫する。  
また、状況に応じて他教員の協力を得て、合同授業などの形態をとるなどの配慮をする。
- (エ) 研修は、その進展に応じて、内容・方法等の改善を図りながら実施する。

## エ 年間指導計画書及び年間指導報告書

- (ア) 年間指導計画書
- ① 様式1(A4判、縦長、横書き)により学校長が作成する。ただし「6 研修の成果と今後の課題」は記入しない。
  - ② 別途通知する期日までに市町教育委員会宛てに提出する。
- (イ) 年間指導報告書
- ① 年間指導計画書に基づき、研修の実施状況に応じて学校長が作成する。
  - ② 様式は年間指導計画書と同一とする。
  - ③ 別途通知する期日(翌年3月)までに市町教育委員会宛てに提出する。
- (ウ) 年間指導計画書及び年間指導報告書の提出経路及び提出部数



## 様式 1

令和6(2024)年度 初任者研修  
年間指導 計画書 報告書(小学校・中学校・義務教育学校)

立  
校長

学校

## 1 初任者職氏名

職名	氏名	免許教科	担当教科 (中学校及び義務教育学校後期)	週担当時数	学級担任の有無(注1)	
教諭					( )学年	( )組
教諭					( )学年	( )組
教諭					( )学年	( )組

(注1) 学級担任の有無(学級担任の有無について、下の文字を記入)

- ・学級担任一有(年組を記入。複式学級担任については学年を記入)
- ・特別支援学級担任一特
- ・副担任一副
- ・学級担任なし一無

## 2 初任者研修の方式(どちらかを○で囲む)

拠点校方式  
兼務校

単独校方式

## 3 指導教員等職氏名

職名	氏名	指導教員等の別 (注2)	教職経験等 (注3)	備考				
				主任等の主な分掌	免許教科	担当教科 (中学校及び義務教育学校後期)	週担当時数	学級担任の有無 (注1)
校長								
教頭								( )学年( )組
								( )学年( )組
								( )学年( )組
								( )学年( )組
								( )学年( )組

(注2) 指導教員等の別(指導教員等について、下の記号を記入)

- ・拠点校指導教員ー○キ
- ・校内指導教員(コーディネーター)ー○コ
- ・現職教員の指導教員ー○
- ・非常勤講師の指導教員ー○
- ・指導教員の後補充非常勤講師ー●
- ・初任者の校外研修時の後補充非常勤講師ー▲

(注3) 教職経験等(指導教員について、下の記号を記入)

- ・現職教頭・教諭の場合
- 教職経験5年以下ーA 教職経験6~10年ーB 教職経験11~20年ーC 教職経験21年~30年ーD
- 教職経験31年以上ーE 再任用の常時勤務者ーF 再任用の短時間勤務者ーG
- ・非常勤講師の場合
- 教職経験なしーH 臨時的任用等の経験ありーI 5年未満の正式教員経験ありーJ
- 5年以上の正式教員経験ありーK 退職校長・教頭ーL

## 4 指導の重点目標

- (1)
- (2)
- (3)

## 5 校内年間研修計画(年間に校内研修を実施する総週数: 週)

年間研修項目 I 基礎的素養 II 学級経営 III 教科指導 IV 道徳教育 V 特別活動 VI 児童・生徒指導

総合教育センター等における研修の内容					指導教員等を中心とする校内研修の内容					
区分	校種	期日	項目	研修内容	総合教育センター等における研修と関連付ける研修の内容		学校の実情に基づいて行う研修の内容			
					月	日	(※)	月	日	(※)
					直接指導総時間数(a+b)					時間
					a 一般研修時間数					時間
					b 授業研修時間数(c+d)					時間
					c 授業参観及び授業研究時間数					時間
					d 指導教員による示範指導時間数					時間

※には、直接指導する時間を記入する。

## 6 研修の成果と今後の課題

### 7 週時程表

曜	研修関係者	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
月								
火								
金								

※ 授業の1単位時間を弾力的に運用する場合及び年間を通じて時間割が一定でない場合は、最も基本となるもの又は4月当初のものを記入する。

初任者及び 指導教員等	週担当時数			代替 授業時数	研修に関わる時間				担任等
	教科等	道徳学活	計		一般研修	授業	他	計	

### (2) 研修の運営について

#### ア 指導教員の勤務等に関すること

- (ア) 任用期間は、4月1日から翌年3月31日までの期間とする。
- (イ) 指導教員のうち非常勤講師の勤務時間は、年間813時間45分（1日7時間45分×週3日×35週）以内とする。
- (ウ) 初任者の校外研修時の後補充非常勤講師の勤務時間は、年間85.25時間（1日7時間45分×11日）以内とする。

#### イ 校内研修体制の確立に関すること

- (ア) 初任者研修に関して、全教職員が共通理解を図ること。
  - ① 全教職員が初任者研修の趣旨や具体的な研修の進め方について話し合う機会を設け、教職員一人一人が自分の果たす役割について理解し、指導教員を中心に、全教職員が研修に関わる。
  - ② 年間指導計画は全教職員の共通理解の下に作成する。
  - ③ 研修の進行状況を適宜報告し合い、これからとの課題、各教職員の果たす役割等について理解を図る。
  - ④ 初任者は、教材研究や研修などに時間がかかることが予想されるので、校務運営に当たって十分に配慮する。
  - ⑤ 初任者が研修のために出張するときには、学習指導やその他の教育活動が円滑に推進できるように、指導教員を中心とした児童生徒に対する指導体制を確立する。
- (イ) 研修時間の確保を図ること
  - ① 初任者研修に伴い、配置された教員を有効に生かして、初任者や指導教員の週担当時数、校務分掌等の軽減を図り、研修時間の確保を図る。

- ② 指導教員と初任者の同一の空き時間をあらかじめ週時間割に組み入れて、指導教員が初任者を直接指導する研修時間を確保する。
- ③ 総合教育センター等における研修の曜日固定を十分考慮し、学校の実情に応じた研修時間を設定する。
- ④ 指導教員による研修は、校内における全教職員を対象とした現職教育と有機的関連を図りながら実施することが望ましいが、この現職教育の研修は、初任者研修に含めない。
- (ウ) 指導教員を中心とする指導及び助言の協力体制を確立すること
- ① 校長及び教頭のリーダーシップの下に、研修の推進体制を組織し、校務分掌に位置付け、円滑な運営を図る。
- ② 指導教員が、年間指導計画に従って、初任者に対して指導及び助言できるよう、また初任者の教育活動等に関する種々の相談に応じられるようにする。
- ③ 年間指導計画に従い、指導教員以外の教員が指導教員と連携しながら、指導教員の職務を補充して、初任者の指導及び助言に当たれるようにする。
- ④ 指導教員は、指導に携わる教員等との連絡調整を綿密に行い、年間を通して系統的、組織的な研修を行うようにする。
- (エ) 初任者に対する児童生徒や保護者等の信頼を確立すること
- 児童生徒や保護者等に対しては、初任者研修制度について機会あるごとに説明し、初任者に対する研修が全教職員の協力を得て進められていることが、十分に理解されるよう積極的に啓発する。
- ウ 代替授業に關すること
- (ア) 代替授業は、指導教員、初任者の校外研修時の後補充非常勤講師が主として当たることになるが、児童生徒の負担にならないよう代替授業の体制を年度当初の時間割作成で十分工夫する。
- (イ) 代替授業に当たっては、授業の一貫性を図るため、初任者から指導教員へ、また指導教員から初任者へ授業の引継が円滑になされるよう引継方法を学校の実情に合わせて工夫する。特に、初任者の校外研修時の後補充非常勤講師の活用ができる場合は、校内指導教員（コーディネーター）が初任者と後補充非常勤講師の授業の引継を円滑にできるように工夫する。
- (ウ) 指導教員以外の教員が代替授業を行う場合、小学校及び義務教育学校前期課程においては、できるだけ一定の教員が常に充てられるように配慮し、また中学校及び義務教育学校後期課程においては、同一教科は同一教員が常に充てられるよう時間割を工夫する。
- エ 指導教員に關すること
- (ア) 校長及び教頭は、指導教員が初任者に対して、効果的にまた創意を生かした指導・助言ができるよう、その職務を明確にする。校内指導教員（コーディネーター）については、校務分掌に明確に位置付ける。
- (イ) 複数配置校の場合には、指導教員のほかに必要に応じて校内で指導に当たる教員を命じることも一つの方法である。ただし、指導教員はあくまでも指導の中心的役割を果たすものとする。
- (ウ) 抱点校方式では、抱点校指導教員は週1日（7時間程度）以上、年間30日（210時間程度）以上を「研修に関わる時間」とする。校内指導教員（コーディネーター）は週2～3日（3時間以上）程度、を年間60～90日（90時間以上）程度を「研修に関わる時間」として、「研修に関わる時間」の合計が、週10時間以上（年間300時間以上）となるよう計画する。
- 抱点校指導教員は、1人配置校では抱点校に週2日勤務し、他の3日は1人配置校を3校兼務する。また、2人配置校では抱点校に週3日勤務し、他の2日は2人配置校を1校、または1人配置校を2校兼務する。
- (エ) 非常勤講師が指導教員になった場合は、初任者の研修日や学校行事等を十分考慮して、勤務日を決めるようにする。（原則として週3日）
- (オ) 指導に当たっては、初任者の個性や経験の状況等に応じて、指導方法や形態を工夫して初任者が主体的、自己啓発的に研修できるよう配慮する。また、初任者との対話を充実させ、セン

ターでの研修との関連を図るよう留意する。

- (カ) 教科指導、児童・生徒指導等の直接の職務内容だけでなく、教師としての人間的な成長を促すようにするとともに、常に温かい心で初任者と接し、よき相談相手となるよう配慮する。
- (キ) 初任者が学年に所属する場合、初任者の所属する学年の学年主任等と連携を密にしながら研修を進めよう配慮する。
- (ク) 指導教員以外の教員による研修では、研修の一貫性を図るために初任者とともに指導教員が同席することが望ましい。
- (ケ) 校内研修の実施状況をできるだけ詳細に記録し、指導に役立てられるよう配慮する。
- (コ) 抱点校指導教員が抱点（本務）校に2日以上いる場合、初任者指導に当たらない時間は、代替授業を行うことができる。ただし、初任者研修の直接指導が十分機能できるように、「事前準備」、「事後処理」の時間を確保できるように留意する。
- (ヌ) 校内指導教員（コーディネーター）と抱点校指導教員間で十分な連絡を取り合い、研修が円滑に展開できるように工夫する。

オ 初任者に関すること

- (ア) 初任者は、研修の意義を理解するとともに全教職員の協力にこたえて、研修を最後まで全うする心構えをもつ。
- (イ) 研修について、その都度記録をとり、その後の研修に役立てる。
- (ウ) 出張や事務処理等で児童生徒との接触時間が不足しがちなので、全教職員の協力を得て、児童生徒と接する機会ができるだけ多くなるよう配慮する。
- (エ) 初任者には学校の生活に慣れないことなどによる心身の疲労が予想されるので、校長、教頭及び指導教員は、その状況を十分見極め、著しく負担過重にならないよう十分配慮する。

カ 指導教員による研修時間の週時程への位置付けに関すること

- (ア) 初任者の研修は、原則として年間15日以上が校外における研修、週10時間以上、年間300時間以上が校内における「研修に関わる時間」である。

指導教員が初任者を直接指導する時間について、週当たり6～8時間を平均とする。授業の1単位時間を弾力化する場合でも、この時間は確保する。

- (イ) 各学校においては、例えば、校内指導教員（コーディネーター）、教頭、教務主任等の授業時数を調整するなどして、初任者研修が円滑に実施できるよう時間割を工夫する。
- (ウ) 2人配置校では、研修を同一時間に設定するなど指導教員の負担を軽くすることも可能である。また、初任者の個性や成長の度合いを考慮し、週の研修計画を変更するなど、弾力的な運営に配慮する必要もある。

校内における研修及び代替授業等の週時程例を次に示す。

## 令和6（2024）年度用

週時程例1：拠点校方式における小学校1人配置校（本務校）

### ◇注意

- ア 総合教育センター等における研修日は火曜日。
- イ 校内における研修日を月曜日（拠点校指導教員による）・水曜日（校内指導教員による）に設定。
- ウ 校内指導教員は、校内の現職教員。
- エ 初任者の週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数4時間と含めて24時間。
- オ 拠点校指導教員は、週2日拠点（本務）校に勤務し、他の3日は他校（3校）を兼務する。
- カ 校内指導教員の「研修に関わる時間」は4時間。
- キ 拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は10時間。

曜	研修関係者	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
月	初任者	授業	(授業)	一般研修	一般研修	学級活動		
	校内指導教員等		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		連絡調整	
	拠点校指導教員	授業	(授業)	一般研修	一般研修	その他	連絡調整	
火	初任者	総合教育センターにおける研修						
	校内指導教員等	連絡調整	(教科等名)	(教科等名)			(教科等名)	
	拠点校指導教員	その他	その他	その他			その他	
	後補充非常動講師	連絡調整	代替授業	代替授業	代替授業	代替授業		
水	初任者	(教科等名)	授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)		
	校内指導教員等		授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員	兼務校①で初任者指導						
木	初任者	(教科等名)	道徳	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	
	校内指導教員等			(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員	兼務校②で初任者指導						
金	初任者	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	
	校内指導教員等		(教科等名)		(教科等名)			
	拠点校指導教員	兼務校③で初任者指導						

「(教科等名)」：初任者や指導教員が行う通常の授業名を記入（「総合的な学習の時間」やクラブを含む）

「授業」：指導教員等が初任者の授業を参観する参観授業及び示範授業（初任者担当授業）

「(授業)」：授業研究等の授業に関する研修（初任者は空き時間）

「一般研修」：学習指導に関する研修等（校内指導教員、拠点校指導教員以外の教職員による研修を含む）

「その他」：指導資料の作成等の事前準備や観察・指導記録等の整理等の事後処理

「連絡調整」：校内研修や代替授業に関しての連絡調整

初任者及び指導教員等	週担当時数			代替授業時数	研修に関わる時間				担任等
	教科等	道徳学活	計		一般研修	授業	他	計	
初任者	22	2	24	4	2	4	/	6	4年2組担任
校内指導教員	13	0	13	0	0	2	2	4	教務主任
拠点校指導教員	0	0	0	0	2	2	6	10	拠点(本務)校
後補充非常動講師	0	0	0	4	/	/	/	/	

※ 初任者の「教科等」は「(教科等名) + 代替授業+授業」と「(授業)」の合計である。

※ 校内指導教員の「教科等」は「(教科等名)」である。

※ 「研修に関わる時間」は網掛けをしている。

※ 「研修に関わる時間」の「他」は、「その他」と「連絡調整」の合計である。

※ 兼務校（①・②・③）における拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は合計で18時間である。

## 令和6（2024）年度用

週時程例2：拠点校方式における小学校2人配置校（兼務校）

### ◇注童

- ア 総合教育センター等における研修日は、初任者Aは火曜日、初任者Bは木曜日。
- イ 校内における研修日を月曜日・水曜日（拠点校指導教員による）と火曜日、木曜日（校内指導教員による）に設定。
- ウ 校内指導教員は、校内の現職指導教員。
- エ 初任者Aの週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数4時間を含めて24時間。
- オ 初任者Bの週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数4時間を含めて24時間。
- カ 校内指導教員の「研修に関わる時間」は7時間。
- キ 拠点校指導教員は、週3日拠点（本務）校に勤務し、2日他校（1校）を兼務する。
- ク 拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は10時間。
- ケ 月・水曜日の3校時は、初任者2人が同一の研修を受ける。

曜	研修関係者	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
月	初任者A	授業	(授業)	一般研修	(教科等名)	学級活動		
	初任者B	(教科等名)	(教科等名)	一般研修	(教科等名)	(教科等名)		
	校内指導教員	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)			連絡調整	
	拠点校指導教員	授業	(授業)	一般研修	その他		連絡調整	
火	初任者A	総合教育センターにおける研修						
	初任者B	(教科等名)	授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	
	校内指導教員	連絡調整	授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員	本務校で初任者指導						
水	後補充非常勤講師A	連絡調整	代替授業A	代替授業A	代替授業A	代替授業A		
	初任者A	道徳	(教科等名)	一般研修	(教科等名)	(教科等名)		
	初任者B	(教科等名)	道徳	一般研修	授業	(授業)		
	校内指導教員		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)			
木	拠点校指導教員	その他		一般研修	授業	(授業)	その他	
	初任者A	(教科等名)	授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	
	初任者B	総合教育センターにおける研修						
	校内指導教員	連絡調整	授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)		
金	拠点校指導教員	本務校で初任者指導						
	後補充非常勤講師B	連絡調整	代替授業B	代替授業B	代替授業B	代替授業B		
	初任者A	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	
	初任者B	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	学級活動	(教科等名)	(教科等名)	
校内指導教員		(教科等名)	(教科等名)					
拠点校指導教員		本務校で初任者指導						

「(教科等名)」：初任者や指導教員が行う通常の授業名を記入（「総合的な学習の時間」やクラブを含む）

「授業」：指導教員等が初任者の授業を参観する参観授業及び示範授業（初任者担当授業）

「(授業)」：授業研究等の授業に関する研修（初任者は空き時間）

「一般研修」：学習指導に関する研修等（校内指導教員、拠点校指導教員以外の教職員による研修を含む）

「その他」：指導資料の作成等の事前準備や観察・指導記録等の整理等の事後処理

「連絡調整」：校内研修や代替授業に関しての連絡調整

初任者及び指導教員等	週担当時数			代替授業時数	研修に関わる時間				担任等
	教科等	道徳学活	計		一般研修	授業	他	計	
初任者A	22	2	24	4	2	4		6	5年2組担任
初任者B	22	2	24	4	2	4		6	4年2組担任
校内指導教員	12	0	12	0	0	4	3	7	教務主任
拠点校指導教員	0	0	0	0	2	4	4	10	兼務校
後補充非常勤講師A	0	0	0	4					
後補充非常勤講師B	0	0	0	4					

※ 初任者の「教科等」は「(教科等名) + 代替授業 + 授業」と「(授業)」の合計である。

※ 校内指導教員の「教科等」は「(教科等名)」である。

※ 「研修に関わる時間」は網掛けをしている。

※ 「研修に関わる時間」の「他」は、「その他」と「連絡調整」の合計である。

## 令和6（2024）年度用

週時程例3：拠点校方式における中学校2人配置校（本務校）

◇注童

- ア 総合教育センター等における研修日は、初任者Aは火曜日、初任者Bは木曜日。
- イ 校内における研修日を月曜日・水曜日（拠点校指導教員による）と火曜日、木曜日（校内指導教員による）に設定。
- ウ 校内指導教員は、校内の現職指導教員。
- エ 初任者Aの週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数2時間と含めて20時間。
- オ 初任者Bの週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数2時間と含めて20時間。
- カ 拠点校指導教員は、週3日拠点（本務）校に勤務し、2日他校（1校）を兼務する。
- キ 校内指導教員の「研修に関わる時間」は7時間。
- ク 拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は16時間。
- ケ 月・水曜日の3校時は、初任者2人が同一の研修を受ける。

曜	研修関係者	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
月	初任者A(英)	授業	(授業)	一般研修	(教科等名)	学級活動		
	初任者B(理)	(教科等名)	(教科等名)	一般研修	(教科等名)	(教科等名)		
	校内指導教員(理)	(教科等名)		(教科等名)	(教科等名)		(教科等名)	
	拠点校指導教員(英)	授業	(授業)	一般研修	その他	その他	その他	
火	初任者A(英)	総合教育センターにおける研修						
	初任者B(理)	(教科等名)	授業	(授業)		(教科等名)	(教科等名)	
	校内指導教員(理)	連絡調整	授業	(授業)		(教科等名)	(教科等名)	
	拠点校指導教員(英)	その他		その他	その他	その他	その他	
	後補充非常勤講師A	連絡調整	代替授業A		代替授業A			
水	初任者A(英)	授業	(授業)	一般研修	道徳	(教科等名)		
	初任者B(理)	(教科等名)		一般研修	授業	(授業)	(教科等名)	
	校内指導教員(理)		(教科等名)	(教科等名)	授業	(授業)	連絡調整	
	拠点校指導教員(英)	授業	(授業)	一般研修	その他		連絡調整	
木	初任者A(英)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		(教科等名)	
	初任者B(理)	総合教育センターにおける研修						
	校内指導教員(理)	連絡調整	(教科等名)		(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員(英)	兼務校で初任者指導						
金	初任者A(英)	連絡調整		代替授業B		代替授業B	(教科等名)	
	初任者B(理)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		
	校内指導教員(理)	(教科等名)		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員(英)	兼務校で初任者指導						

「(教科等名)」：初任者や指導教員が行う通常の授業名を記入（「総合的な学習の時間」やクラブを含む）

「授業」：指導教員等が初任者の授業を参観する参観授業及び示範授業（初任者担当授業）

「(授業)」：授業研究等の授業に関する研修（初任者は空き時間）

「一般研修」：学習指導に関する研修等（校内指導教員、拠点校指導教員以外の教職員による研修を含む）

「その他」：指導資料の作成等の事前準備や観察・指導記録等の整理等の事後処理

「連絡調整」：校内研修や代替授業に関しての連絡調整

初任者及び指導教員等	週担当時数			代替授業時数	研修に関わる時間				担任等
	教科等	道徳学活	計		一般研修	授業	他	計	
初任者A	18	2	20	2	2	4		6	1年3組担任
初任者B	20	0	20	2	2	4		6	3年副担任
校内指導教員	15	0	15	0	0	4	3	7	学習指導主任
拠点校指導教員	0	0	0	0	2	4	10	16	拠点(本務)校
後補充非常勤講師A	0	0	0	2					
後補充非常勤講師B	0	0	0	2					

※ 初任者の「教科等」は「(教科等名) + 代替授業+授業」と「(授業)」の合計である。

※ 校内指導教員の「教科等」は「(教科等名)」である。

※ 「研修に関わる時間」は網掛けをしている。

※ 「研修に関わる時間」の「他」は、「その他」と「連絡調整」の合計である。

※ 兼務校における拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は合計で12時間である。

## 令和6（2024）年度用

週時程例4：拠点校方式における中学校1人配置校(兼務校)

### ◇注意

- ア 総合教育センター等における研修日は火曜日。
- イ 校内における研修日を木曜日(拠点校指導教員と校内指導教員の両方による)と月曜日(校内指導教員による)に設定。
- ウ 校内指導教員は、校内の現職指導教員。
- エ 初任者の週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数2時間と含めて20時間。
- オ 拠点校指導教員は、週3日拠点(本務)校に勤務し、週1日ずつ兼務校2校に勤務する。
- カ 校内指導教員の「研修に関わる時間」は6時間。
- キ 拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は6時間。

曜	研修関係者	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
月	初任者(数)		授業	(授業)	一般研修	(教科等名)	(教科等名)	
	校内指導教員(数)		授業	(授業)	一般研修	(教科等名)	(教科等名)	
	拠点校指導教員(国)	本務校で初任者指導						
火	初任者(数)	総合教育センターにおける研修						
	校内指導教員(数)	(教科等名)			(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員(国)	本務校で初任者指導						
水	初任者(数)	道徳	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		
	校内指導教員(数)		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)			
	拠点校指導教員(国)	本務校で初任者指導						
木	初任者(数)	(教科等名)	授業	(授業)	一般研修	(教科等名)		
	校内指導教員(数)	連絡調整	授業	(授業)	(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員(国)	連絡調整	授業	(授業)	一般研修	その他	その他	
金	初任者(数)	(教科等名)	学級活動	(教科等名)	(教科等名)		(教科等名)	
	校内指導教員(数)	(教科等名)		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		
	拠点校指導教員(国)	他の兼務校で初任者指導						

「(教科等名)」：初任者や指導教員が行う通常の授業名を記入（「総合的な学習の時間」を含む）

「授業」：指導教員等が初任者の授業を参観する参観授業及び示範授業（初任者担当授業）

「(授業)」：授業研究等の授業に関する研修（初任者は空き時間）

「一般研修」：学習指導に関する研修等（校内指導教員、拠点校指導教員以外の教職員による研修を含む）

「その他」：指導資料の作成等の事前準備や観察・指導記録等の整理等の事後処理

「連絡調整」：校内研修や代替授業に関しての連絡調整

初任者及び指導教員等	週担当時数			代替授業時数	研修に関わる時間				担任等
	教科等	道徳学活	計		一般研修	授業	他	計	
初任者	18	2	20	2	2	4		6	1年2組担任
校内指導教員	14	0	14	0	1	4	1	6	学習指導主任
拠点校指導教員	0	0	0	0	1	2	3	6	拠点(本務)校
後補充非常勤講師	0	0	0	2					

※ 初任者の「教科等」は「(教科等名) + 代替授業 + 授業」と「(授業)」の合計である。

※ 校内指導教員の「教科等」は「(教科等名)」である。

※ 「研修に関わる時間」は網掛けをしている。

※ 「研修に関わる時間」の「他」は、「その他」と「連絡調整」の合計である。

※ 拠点(本務)校における拠点校指導教員の「研修に関わる時間」は合計で16時間、他の兼務校における「研修に関わる時間」は6時間である。

## 令和6（2024）年度用

週時程例5：単独校方式における中学校1人配置校

### ◇注意

- ア 総合教育センター等における研修日は火曜日。
- イ 校内における研修日を月曜日・水曜日に設定。
- ウ 初任者の週担当時数は総合教育センター等における研修日の代替授業時数3時間と含めて17時間。
- エ 指導教員の代替授業時数3時間。「研修に関わる時間」は10時間。

曜	研修関係者	1校時	2校時	3校時	4校時	5校時	6校時	放課後
月	初任者	授業	(授業)	一般研修	(教科等名)			
	指導教員	授業	(授業)	一般研修	その他	その他		
火	初任者	総合教育センターにおける研修						
	指導教員		代替授業	代替授業	代替授業	その他		
水	初任者	授業	(授業)	一般研修	(教科等名)	(教科等名)		
	指導教員	授業	(授業)	一般研修	その他			
木	初任者	(教科等名)		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)		
金	初任者		(教科等名)	(教科等名)	(教科等名)			

「(教科等名)」：初任者や指導教員が行う通常の授業名を記入（「総合的な学習の時間」を含む）

「授業」：指導教員等が初任者の授業を参観する参観授業及び示範授業（初任者担当授業）

「(授業)」：授業研究等の授業に関する研修（初任者は空き時間）

「一般研修」：学習指導に関する研修等（校内指導教員以外の教職員による研修を含む）

「その他」：指導資料の作成等の事前準備や観察・指導記録の整理等の事後処理

初任者及び 指導教員等	週担当時数			代替授業時数	研修に関わる時間				担任等
	教科等	道徳学活	計		一般研修	授業	他	計	
初任者	17	0	17	3	2	4		6	3年副担任
指導教員	0	0	0	3	2	4	4	10	

※初任者の「教科等」は「(教科等名) + 代替授業+授業」と「(授業)」の合計である。

※「研修に関わる時間」は網掛けをしている。

## 6 総合教育センター等における研修

総合教育センター等における研修は、初任者が学校を離れ、基礎的・理論的内容の研修や各種の教育的体験を通して実践的指導力と使命感を養うとともに、幅広い知見を得させることを目的として行うものであり、総合教育センター研修、及び教育事務所研修がある。

### (1) 総合教育センター研修

総合教育センターがもつ施設と機能を有効に活用し、本県教育施策を十分に踏まえつつ、実態に対応した研修を行うものとする。

総合教育センター研修では、基礎的・理論的なものを中心に行い、その成果を学校に持ち帰って実践化を試みたり、学校での課題を総合教育センターに持ち寄って、集団で解明したりするなど、相互に補完して、研修の成果を高めるよう配慮する。

ア 研修日数 12 日

(ア) 基礎的・理論的な研修 11 日

(イ) 社会福祉に関する研修（オンラインによる研修） 1 日

#### イ 研修日程及び内容

別表2(p.25~27)「令和6(2024)年度初任者研修開催要項」による。

#### ウ 研修方法

(ア) 小学校及び義務教育学校前期課程、中学校及び義務教育学校後期課程をそれぞれ各2組に編成する。

小学校及び義務教育学校前期課程…A組、B組

中学校及び義務教育学校後期課程…C組、D組

(イ) 研修日は、年間を通して火曜日・木曜日等に設定する。ただし、研修によっては、その限りでない日もある。

火曜日…A組、C組 木曜日…B組、D組

(ウ) 研修内容によって、講話、演習、研究協議等を実施する。

#### ① 課題研究（中学校及び義務教育学校後期課程）

##### ア 趣旨

学校の当面する問題や初任者本人の課題等に応じて、初任者が研究主題を設定し、所属校の校長や指導教員等の指導を得ながら、問題・課題解決に主体的に取り組むことで、資質・能力や自己教育力の向上を図る。

##### イ 研修日数及び期間

(ア) ・総合教育センター研修（教科班において実施） 4日程度

・指導教員を中心とする校内研修（総合教育センター等における研修と関連付ける研修）  
4日程度

(イ) ・期間は原則として、総合教育センター研修における学習指導(1)から(8)の間とする。

##### ウ 研究内容

(ア) 課題研究の内容は、日々の教科に係る教育活動の中で当面する身近な問題や課題等を十分に検討して、将来にわたって研究が深められるようなテーマを設定する。

(イ) 研究主題例として、次のようなものが考えられる。

- ・基礎・基本の定着を図る指導の在り方
- ・学習の深化を図る発問・板書の在り方
- ・学習意欲を高める評価の工夫
- ・思考を深める教材・教具の工夫

##### エ 研究方法

(ア) 原則として、課題研究は、総合教育センターの指導主事や所属校の校長及び指導教員等の指導・助言を受けながら、初任者が主体的に研究する。

- (イ) 総合教育センター研修における研修は次のとおりである。
- 第 2 日 学習指導(1)…課題研究の意義・進め方  
 第 3 日 学習指導(2)…課題研究の検討  
 第 11 日 学習指導(5)…課題研究の中間報告  
 第 14 日 学習指導(8)…課題研究の成果や課題の発表
- (ウ) 研究計画書、中間・まとめの形式については、第 2 日に指示する。

**オ 校内における課題研究実施上の配慮**

- (ア) 初任者が当面する課題に主体的に取り組み、解明できるよう、初任者の状況に応じて、決められた日数を超えて研修できるような配慮も必要である。
- (イ) 学校全体としての研修指導体制を確立し、校長や指導教員等を中心に適宜、指導・助言に当たるようにする。
- (ウ) 課題解決を進める中で、校外での施設見学・実習等の研修が必要になった場合はできるだけ実施できるよう配慮する。

**② 社会福祉に関する研修**

**ア 趣旨**

社会福祉の意義と役割を理解するとともに、学校における福祉教育の実践について知ることを通して、今後の自身の福祉教育の取組について考える。

**イ 実施方法 オンライン（オンデマンド型）による実施**

- (ア) 指定された URL にアクセスし、動画を視聴する。  
 (イ) 視聴後、レポートを作成し期日までに提出する。※詳細は別途通知する。

**ウ 期間**

実施期間（8月～12月）に実施日を設定し、所属校にて実施する。

**エ 内容**

- (ア) 社会福祉に関する内容…社会福祉施設の機能と役割

障害や福祉の現状と課題  
 医療、教育、福祉の連携の在り方

- (イ) 福祉教育に関する内容…児童生徒の福祉教育推進のための知識・技能の習得

**オ レポートの提出**

社会福祉に関する研修レポート（様式は別途通知）を研修第 14 日までに提出する。

**(2) 教育事務所研修**

教育事務所管内における児童生徒の実情や教育に関する重点事項を踏まえて実施することにより、教員としての資質・能力の向上を図る。

**① 研修区分**

	研修内容	日数	対象
ア	学習指導 (児童生徒を中心に観察する授業の見方等)	1日	初任者・新規採用養護教諭 それぞれの免除者（※）
イ	初任者の勤務校で行う指導訪問	1日	初任者・免除者（※）
ウ	児童・生徒指導（いじめ対応等）	1日	初任者・免除者（※）

※免除者とは、本県での正式採用前に、本県または他都道府県の正式採用だった教員のことを指す。特別選考「介護等の事由による退職者を対象とする一部試験を免除した選考」により採用された免除者は含めない。

**② 研修方法**

- ア 義務教育課、総合教育センターとの連携の下に、各教育事務所が作成する計画に従って行う。  
 イ 講話、演習、研究協議等を適宜取り入れ弾力的な運営とする。  
 ウ 教育事務所管内の初任者数を勘案し、日程を工夫したりグループ等を構成したりして実施する。  
 エ 教育事務所及び管内の市町教育委員会の職員が運営に当たる。

別表1 令和6（2024）年度年間研修項目例

I 基礎的素養 II 学級経営 III 教科指導 IV 道徳教育 V 特別活動 VI 児童・生徒指導

領域等	研修内容の例	
I 基礎的素養に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教職員への期待</li> <li>学校教育目標と学校経営方針</li> <li>学校教育の現状と課題</li> <li>○教員の服務と勤務</li> <li>○教育関係法規</li> <li>○教員としての心構え</li> <li>○危機管理</li> <li>学校事故と責任</li> <li>学校事故防止</li> <li>学校保健・安全指導の進め方</li> <li>給食指導の進め方</li> <li>研修と自己啓発</li> <li>校内研修・研究への参加</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>教育課程</li> <li>校内組織の在り方</li> <li>学校の組織と運営</li> <li>○家庭・地域との連携・協働</li> <li>生涯学習と学校教育</li> <li>P T Aの組織と運営</li> <li>○人権教育</li> <li>○特別支援教育</li> <li>○幼児教育</li> <li>○福祉教育</li> <li>○接遇</li> <li>○働き方改革</li> <li>教育の情報化</li> </ul>
II 学級経営に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級経営の意義</li> <li>○学級経営の留意点</li> <li>学年経営と学級経営の関係</li> <li>教室環境設定の進め方</li> <li>学級通信の作り方</li> <li>保護者との面談の進め方</li> <li>年度当初の学級事務の進め方</li> <li>○学級経営上の諸問題</li> <li>☆特別の教育課程の編成</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○学級経営の内容と方法</li> <li>学級経営案の作成</li> <li>学級組織のつくり方</li> <li>○学級集団の指導</li> <li>保護者会の進め方</li> <li>家庭訪問の進め方</li> <li>年度末の学級事務処理の仕方</li> <li>学級経営の評価</li> </ul>
III 教科指導に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教科指導の基礎技術</li> <li>○学習指導の基本</li> <li>学習指導案の書き方</li> <li>○授業における児童生徒理解</li> <li>個に応じた学習指導の進め方</li> <li>○教材・教具の作成</li> <li>授業参観の視点</li> <li>☆特別支援学級における教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○教材研究の進め方</li> <li>○教科指導と I C T の活用</li> <li>○学習評価</li> <li>授業の分析と診断</li> <li>テストの作成と評価の仕方</li> <li>年間指導計画の作成</li> <li>授業研究</li> </ul>
IV 道徳教育に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育の意義</li> <li>○道徳教育の進め方</li> <li>道徳教育の指導計画の作成</li> <li>○道徳の授業の進め方</li> <li>授業の分析と診断</li> <li>道徳における評価の在り方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○道徳教育の内容と方法</li> <li>道徳の全体計画</li> <li>道徳学習指導案の作成</li> <li>教材分析</li> <li>示範授業参観</li> <li>指導方法の工夫</li> </ul>
V 特別活動に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別活動の意義</li> <li>○特別活動の進め方</li> <li>特別活動の全体計画</li> <li>学級活動の指導と評価</li> <li>学校行事の指導</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○特別活動の目標と内容</li> <li>特別活動の指導の要点</li> <li>○学級活動の進め方</li> <li>児童会・生徒会活動の指導</li> <li>キャリア教育・進路指導の進め方</li> </ul>

VI 児童・生徒指導に関する内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>○児童・生徒指導の意義</li> <li>児童生徒の実態把握</li> <li>○児童生徒のほめ方・しかり方</li> <li>カウンセリングの基礎</li> <li>問題行動に関する事例研究</li> <li>校内における児童・生徒指導体制</li> </ul> <ul style="list-style-type: none"> <li>○児童生徒理解</li> <li>○教員と児童生徒の人間関係</li> <li>教育相談の進め方</li> <li>○情報モラル</li> <li>○自己指導能力の育成</li> <li>問題行動の理解と指導の進め方</li> <li>家庭・地域や関係機関との連携</li> </ul>
その他 校外での研修	<p>各種研修や研究大会等への参加 例)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・総合教育センター主催（教科等専門研修、とちぎの教育未来塾、教育研究発表大会等）</li> <li>・総合教育センター・宇都宮大学共催（サマーセミナー）</li> <li>・宇都宮大学及び宇都宮大学共同教育学部附属幼稚園・小学校・中学校・特別支援学校主催（公開研究発表大会等）</li> <li>・栃木県連合教育会主催</li> </ul>

[注1] 研修項目例は、「初任者研修目標・内容例（小・中学校）」（文部科学省初等中等教育局教職員課 平成19年2月16日）を参照し、本県の研修体系を考慮し設定した。

[注2] ○印を付した項目は総合教育センター等における研修で扱う内容である。校内研修の充実を図るために、研修計画を立てるに当たっては、○印を付した項目と校内研修とを関連付けて実施できるよう留意する。

[注3] ☆印を付した項目は特別支援学級担任の研修項目例である。

## 別表2 令和6（2024）年度初任者研修開催要項

総合教育センター等における研修の期日及び内容等は次のとおりである。

※表中の「校種」欄は次のように示してある。

小…………小学校及び義務教育学校前期課程の教員を対象とする研修

中…………中学校及び義務教育学校後期課程の教員を対象とする研修

免I…………本県での正式採用前に、本県または他都道府県の正式採用だった教員を対象とする研修

免II…………介護等の事由による退職者を対象とする一部試験を免除した選考により採用された教員を対象とする研修

また、「項目」欄のローマ数字は、文部科学省で示した年間研修項目例の区分番号で、次のとおりである。

I 基礎的素養 II 学級経営 III 教科指導 IV 道徳教育 V 特別活動 VI 児童・生徒指導

区分	期日		校種	組	項目	研修内容	会場
	月	日					
第1日	4／4	木	小・中 ・ 免I ・ 免II	I ・ VI	講話「教職員への期待」 説明「栃木県教育振興基本計画 2025」 講話「教職員の服務」 講話「児童・生徒指導の在り方」 講話「人権教育の実践」 説明「初任者研修について」	栃木県 教育会館	
第2日	5／14	火	小 ・ 中	A ・ C	I ・ II	講話「教員としての心構え」 講話・演習「接遇」 講話「学級経営 ～学級を『経営する』ということ～」 【小学校】 研究協議「学級経営（1）」	総合教育 センター
	5／16	木	小 ・ 中	B ・ D	III	【中学校】 講話・研究協議「学習指導（1）」	
第3日	6／4	火	小 ・ 中	A ・ C	I ・ III	説明「地域と育むとちぎ愛」 講話「教員のためのメンタルヘルス」 【小学校】 講話「学習指導（1）」 研究協議「学習指導（2） ～先輩の指導方法に学ぼう～」 研究協議「授業実践研究①～課題の設定～」 【中学校】	総合教育 センター
	6／6	木	小 ・ 中	B ・ D	VI	講話・演習「生徒指導（1）～生徒との信頼関係～」 講話・研究協議「学習指導（2）」	
第4日	6月～12月		小・中 ・免I	I ・ VI	教育事務所研修「学習指導」 (教育事務所の別途計画)		教育事務所の指定する会場
第5日	6月～12月		小・中 ・免I	I ・ VI	教育事務所研修「指導訪問」 (教育事務所の別途計画)		各所属校

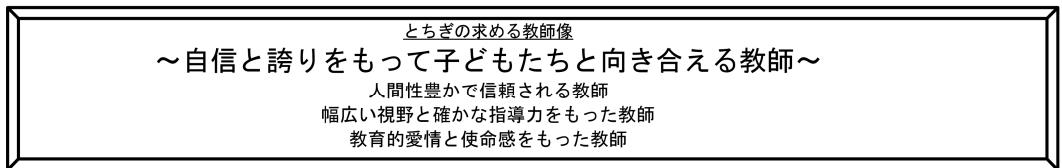
区分	期日		校種	組	項目	研修内容	会場	
	月	日						
第6日	6月～12月		小・中 ・免I	I ・ VI	教育事務所研修「児童・生徒指導」 (教育事務所の別途計画)	教育事務所の指定する会場		
第7日	7／2	火	小 ・ 中	A ・ C	I ・ II ・ III ・ VI	講話「児童生徒理解とかかわりの基本」 講話「危機管理」 【小学校】 研究協議「学級の安全管理」 研究協議「学級経営（2）」 【中学校】 研究協議「生徒指導（2）～教育活動の安全管理～」 講話・研究協議「学習指導（3）」	総合教育センター	
	7／4	木						
第8日	8／1	木	河内 上都賀 芳賀	小 ・ 中	I ・ IV	講話「家庭・地域との連携・協働」 演習・研究協議「地域と育むとちぎ愛」 【小学校】 講話・演習「特別の教科 道徳」 【中学校】 講話・演習「道徳教育」	総合教育センター	
	8／2	金						
第9日	9／5	木	下都賀 塩谷南那須 那須 安足	小 ・ 中	B ・ D	講話「教育関係法規」 講話・演習「児童生徒へのかかわりの実際」 講話「特別支援教育の理解」 【小学校】 研究協議「学級経営（3）」 【中学校】 講話・研究協議「学習指導（4）」	総合教育センター	
	9／10	火						
第10日	8月～12月		小・中		I	【オンラインによる研修】(オンデマンド型) 講話「社会福祉の理解」 講話「福祉教育の実践」		
第11日	10／24	木	小 ・ 中	B ・ D	I ・ III ・ VI	講話「総合的な学習の時間」 講話「業務を効率的に行うために～働き方改革を踏まえて～」 【小学校】 講話「情報モラル教育」 研究協議「授業実践研究②～中間発表～」 【中学校】 講話「生徒指導（3）～情報モラル教育～」 講話・研究協議「学習指導（5）」	総合教育センター	
	10／29	火						
第12日	11／12	火	小	A	III	講話・演習「学習指導（3）～国語～」 講話・演習「学習指導（4）～選択教科Ⅰ～」	総合教育センター	
	11／14	木						
	11／19	火	中	C	III ・ VI	演習「生徒指導（4）～実践の見直し～」 講話・研究協議「学習指導（6）」		
	11／21	木						

区分	期日		校種	組	項目	研修内容	会場
	月日	曜					
第13日	11/26	火	小	A	III	講話・演習「学習指導（5）～算数～」 講話・演習「学習指導（6）～選択教科Ⅱ～」	総合教育センター
	11/28	木		B			
	12/3	火	中	C	III · V	講話「特別活動」 講話・研究協議「学習指導（7）」	
	12/5	木		D			
第14日	1/21	火	小 · 中	A · C	I · III	講話「幼児教育の理解」 【小学校】 講話「生活科の指導」 講話「特別活動」	総合教育センター
	1/23	木		B · D		研究協議「授業実践研究③～実践の成果と課題～」 【中学校】 講話・研究協議「学習指導（8）」	
第15日	2/4	火	小 · 中	A · C	I · II · VI	説明「とちぎの若手教員15（いちご）研修について」 研究協議「私の目指す教師像」 講話「開講に当たって」 【小学校】 研究協議「学級経営（4）」 【中学校】 講話・研究協議「生徒指導（5）～実践の振り返り～」	総合教育センター
	2/6	木		B · D			

付記

- (1) 第4日～第6日の期日及び会場等については、各教育事務所から追って通知される。
- (2) 第10日の詳細については別途通知する。

## 栃木県教員育成指標(教諭)



採用時の姿	ステージI (おおむね1年目～5年目)	ステージII (おおむね6年目～10年目)	ステージIII (おおむね11年目～19年目)	ステージIV (おおむね20年目～)	
	全体指標	教員としての基礎・基本を理解するとともに、教職生活全体を通して自律的に学び続けようとする強い意志をもっている。	教育活動に必要な基礎的・基本的な知識・技能を身に付けるとともに、同僚からの助言等を得ながら職務を遂行している。	専門的な知識・技能や、新たな教育課題に対応する実践的指導力を身に付けるとともに、同僚と協働しながら職務を遂行している。	
○学習指導に関する指標	採用時の姿	ステージI (おおむね1年目～5年目)	ステージII (おおむね6年目～10年目)	ステージIII (おおむね11年目～19年目)	ステージIV (おおむね20年目～)

採用時の姿	ステージI (おおむね1年目～5年目)	ステージII (おおむね6年目～10年目)	ステージIII (おおむね11年目～19年目)	ステージIV (おおむね20年目～)
	学習指導全般	学習指導の基礎・基本を理解するとともに、指導力の向上を目指して学び続けるとする強い意志をもっている。	学習指導の基礎・基本を身に付けるとともに、児童生徒の実態をとらえ、同僚からの助言等を得ながら、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向けて、指導の工夫・改善を図っている。	学習指導上の課題解決に向けた対策を積極的に提案するとともに、学年や部、教職員間の連絡・調整及び実践においてミドルリーダーとしての役割を果たしている。
指導計画等の立案・実施	教育目標の実現に向けて、指導計画に基づいて学習指導を行うことの大切さを理解している。	学習指導要領や年間指導計画等に基づき、指導目標や評価計画、指導内容等を適切に設定して学習指導案を作成している。	学習指導上の課題を把握し、同僚と情報交換を行なながら指導計画の工夫・改善を図っている。	学年間の接続や教科横断的な視点などから、学校全体を視野に入れた指導計画の工夫・改善を図っている。
	指導方法・教材研究の工夫	授業展開の仕方や教材研究の進め方を理解している。	話し方、板書の仕方、発問の仕方等の基本技術を身に付けるとともに、児童生徒の理解度や反応などを的確に捉え、同僚の助言等を得ながら、指導方法の工夫・改善に努めている。	研修会への参加や同僚との情報交換等を通して、授業力の向上に積極的に取り組んでいる。
授業の基本技術	授業研究	授業のねらいを明確にするとともに、児童生徒の興味関心を引き出す教材・教具の工夫など、児童生徒の理解を深めるための指導の工夫を行っている。	研修会への参加や同僚との情報交換等を通して、児童生徒の理解を深めるための教材の開発や指導の工夫に取り組んでいる。	教科横断的な視点を踏まえ、教科や学年を越えて同僚と協働しながら、授業力の向上に積極的に取り組んでいる。
	評価の工夫	指導と評価の一体化を進める大切さを理解している。	児童生徒の学習状況を確実に把握し指導に生かすことができるよう、同僚からの助言等を得ながら評価方法の工夫・改善に努めている。	児童生徒の学習状況をより多面的に把握し指導に生かすことができるよう、同僚と協働しながら評価方法の工夫・改善に努めている。
特別な配慮や支援を必要とする児童生徒への対応		児童生徒の実態に応じた配慮や支援についての基礎的知識を身につけ、同僚からの助言等を得ながら指導内容や指導方法の工夫を行っている。	児童生徒の実態に応じた配慮や支援について深く理解し、同僚と協働しながら指導内容や指導方法の工夫を行っている。	児童生徒の実態に応じた配慮や支援についての学校の課題を把握し、解決に向けた組織的対応の中心的役割を担っている。
ICTや情報・教育データの利活用	ICTの活用	ICTや情報・教育データの活用意義、授業等における活用方法を理解している。	ICT機器の授業における活用方法を理解し、同僚からの助言等を得ながら、授業実践や情報モラルを含む情報活用能力の育成を目指した実践に努めている。	新たな教育課題を理解し、ICTを活用した学習指導について、同僚への支援・助言を行なうとともに、校内における教育の情報化に向けた体制づくりにリーダーシップを発揮している。
	情報・教育データの利活用	児童生徒の学習改善を図るために、同僚からの助言等を得ながら、教育データを適切に活用し、学びの振り返りや細かい指導・支援に生かしている。	教育データを適切に活用し、児童生徒の学習改善を図るとともに、同僚と協働しながら自身の指導方法の工夫・改善に努めている。	教育データの適切な管理や活用方法について、同僚等への支援・助言を行うとともに、同僚等に対して適切な教育データの提供に努めている。

採用時の姿	ステージI (おおむね1年目～5年目)	ステージII (おおむね6年目～10年目)	ステージIII (おおむね11年目～19年目)	ステージIV (おおむね20年目～)
	児童・生徒指導全般	児童・生徒指導の基礎・基本を身に付けるとともに、児童生徒の実態をとらえ、同僚からの助言等を得ながら、指導の工夫・改善を図っている。	指導資料の活用や研修会への参加、同僚との情報交換等を通して、指導の工夫・改善を図っている。	児童・生徒指導上の課題解決に向けた対策を積極的に提案するとともに、学年や部、教職員間の連絡・調整及び実践において、ミドルリーダーとしての役割を果たしている。
児童生徒との信頼関係の構築	児童生徒理解	児童・生徒指導における児童生徒理解と信頼関係づくりの大切さを理解している。	日常的な関わりや同僚からの情報を得ながら、児童生徒の性格や心身の状況等の把握に努めている。	児童生徒一人一人に関する様々な情報を学年や学校全体で共有できるよう、教員間の連絡・調整に当たっている。
	信頼関係づくり・教育相談	カウンセリングマインドをもって児童生徒一人一人に共感的、愛容的に接し、信頼関係の構築に努めている。	研修等を通して教育相談の基本を学び、児童生徒の相談を受け止め、適切に対応することにより、信頼関係を築いている。	児童生徒の悩み等を的確に把握し、問題解決に向けて同僚と協働しながら対応している。

児童生徒への指導・援助	発達支持的児童・生徒指導	児童・生徒指導の意義とともに、いじめ、不登校等への対応の基本について理解している。	同僚からの助言等を得ながら、児童生徒の良さや可能性を伸ばそうと努めている。	集団指導や個別指導を通して、自己指導能力を育む児童・生徒指導に同僚と協働しながら取り組んでいる。	児童生徒の自己指導能力を育む方策を積極的に提案するとともに、学年や部を超えて実践できるよう連絡・調整に努めている。	自己指導能力を育む児童・生徒指導があらゆる場面で展開されるよう、指導法や指導体制の充実にリーダーシップを発揮している。
	問題行動等への対応		組織的な対応の重要性を理解するとともに、日頃から児童生徒の様子を観察し、問題行動等の未然防止、早期発見、迅速な対応に努めている。	事例研究等を通して問題行動等への対応について理解を深めるとともに、問題行動等に対して同僚と協働しながら対応している。	問題行動等の背景、原因を的確に把握し、解決のための方策を考えるとともに、関係職員と連携しながら組織的に対応している。	家庭や専門機関等と連携・協働した問題行動等への対応方法を身に付け、学校全体の組織体制の充実にリーダーシップを発揮している。
	特別活動、進路指導等への取組		特別活動や進路指導等の意義を理解し、同僚からの助言等を得ながら指導している。	キャリア教育の視点をもち、同僚と協働しながら、個人に応じた適切な指導を行っている。	学校の特色を生かした効果的な特別活動、進路指導等の在り方にについて具体策を考え、同僚と協働しながら組織的に取り組んでいる。	地域・社会や産業界と連携・協働し、学校全体で効果的な特別活動、進路指導等が組織的に実施されるよう、リーダーシップを発揮している。

○参画・経営に関する指標

	採用時の姿	ステージI (おおむね1年目～5年目)	ステージII (おおむね6年目～10年目)	ステージIII (おおむね11年目～19年目)	ステージIV (おおむね20年目～)
参画・経営全般	組織の一員として自分の役割を果たすうとする強い意志をもっている。	「報告・連絡・相談」を確實に行うとともに、同僚からの助言等を得ながら、校務分掌の遂行に当たっている。	社会の変化に目を向け、広い視野をもつとともに、同僚と協働しながら校務に組織的に取り組んでいる。	学校経営上の課題解決に向けた対策を積極的に提案するとともに、学年や部、教職員間の連絡・調整及び実践において、ミドルリーダーとしての役割を果たしている。	リーダーシップを発揮しながら同僚の意欲の向上や組織力の強化を図るとともに、学校の教育目標の達成に向けて積極的に学校経営に参画している。
校務分掌への取組	校務の一端を担い、組織の一員として働くことの大切さを理解している。	担当する校務分掌について、同僚からの助言等を得ながら、迅速・正確に処理している。	担当する校務分掌について、同僚と協働しながら、工夫・改善しながら取り組んでいる。	校務分掌への取組を通して学校の課題を把握し、他の校務分掌との連携を図りながら、改善に努めている。	学校の教育目標の達成に向けて校務分掌に取り組むとともに、組織間の連携が図られるよう、同僚への支援・助言に積極的に取り組んでいる。
ICTや情報・教育データの利活用	ICTや情報・教育データの活用の意義、校務等における活用方法を理解している。	ICTや教育データに関する基本的な知識を身につけ、同僚からの助言等を得ながら、業務改善を意識して、校務にICTを活用している。	ICTを効果的に活用し、業務改善を踏まえて、同僚と協働しながら、校務の効率化に取り組んでいる。	校務においてICTを有効に活用するための同僚への支援・助言を行うとともに、校内の教育の情報化に向け、ICTを活用した業務改善への取組にリーダーシップを発揮している。	
学級・学年経営・参画	学級・学年経営の一員として、組織的に対応することの大切さを理解している。	学年主任や他の担任の助言等を得ながら、学びに向かう集团に高めていくための学業指導の充実に取り組んでいる。	担当する学級及び学年の現状を把握し、同僚と協働しながら、学級・学年経営に参画している。	学校の教育目標等に基づき、同僚と協働しながら、よりよい学級経営・学年経営を目指して、工夫・改善に取り組んでいる。	学年全体の学級経営の現状を把握し、学校的教育目標等の実現に向けて、リーダーシップを発揮しながら、組織的な学年経営に取り組んでいる。
学校経営への参画	組織の一員として、組織的に対応することの大切さを理解している。	「報告・連絡・相談」を確實に行ないながら、校内組織での自らの役割を果たしている。	学校経営方針を理解し、同僚と協働しながら、校務に組織的に取り組んでいる。	学校組織マネジメント、カリキュラム・マネジメントについて理解し、学校の教育目標の達成、学校経営上の課題の解決のために積極的に取り組んでいる。	学校の教育目標の達成や学校経営上の課題の解決に向けた組織体制づくりにリーダーシップを発揮しているとともに、同僚への支援・助言を行っている。
日常の教育活動における安全確保	全ての教育活動の基盤となる安全確保の重要性について理解している。	同僚からの助言等を得ながら、教育環境、教育活動の安全確認に努めている。	学校の安全計画を理解し、同僚と協働しながら確実な実施に努めている。	安全担当者等と協働しながら、事故の未然防止に努めるとともに、安全上の課題の把握に努め、その解消に速やかに取り組んでいる。	日頃より事故の未然防止に努めるとともに、事故発生を想定した具体的な対応について、同僚と十分に共通理解を図り、支援・助言を行っている。
家庭・地域・関係機関等との連携	家庭・地域・関係機関等と連携・協働することの大切さを理解している。	学習指導、児童・生徒指導はじめとする校務全般において、同僚からの助言等を得ながら、家庭や関係機関等との連携・協働に努めている。	学校内外の関係者との情報交換を積極的に行い、家庭や関係機関等との連携・協働の促進に努めている。	家庭や関係機関等との連携・協働がより効果的なものとなるよう、学校内外の関係者との連絡・調整を積極的に行っていている。	家庭や関係機関等への情報提供や連携・協働の方法について、同僚への支援・助言に努めるとともに、校内の組織体制づくりにリーダーシップを発揮している。

○意欲・態度に関する指標

	採用時の姿	ステージ I ~ステージIV
教育的情緒・熱意	教育的愛情	児童生徒に教育的愛情をもって接している。
	信念、熱意	正しい信念のもと、熱意と使命感をもって仕事に取り組んでいる。
	人権尊重の精神	人権尊重の観点を重視し教育活動を行っている。
誠実・品位・公正・法令の遵守等	誠実・品位	礼儀正しい態度で誠実に仕事に取り組んでいる。
	公正	偏りがない見方・考え方で公正に勤務している。
	法令の遵守	職務・勤務の在り方を自覚し、厳正に勤務している。
責任感・寛容性・協調性等	責任感	責任をもって職務を遂行している。
	寛容性	異なる意見・立場を尊重し、職務にあたっている。
	協調性	同僚と協調して職務にあたっている。
研修に対する意欲		自己的能力向上のために、研究と修養に取り組んでいる。